

議案第 7 号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 17 日

提出者 目黒区長 青木英二

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例  
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 14 年 3 月目黒区条例第  
2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「公益財団法人目黒区芸術文化振興財団」の次に「、地方公  
共団体情報システム機構」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明） 職員を派遣することができる団体を追加するため、条例改正の必要  
を認め、この案を提出します。